

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	4,500	3,000	1,500	50.0
(2)産業投資	1,000	1,300	△300	△23.1
うち 出 資	1,000	1,300	△300	△23.1
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	3,500	3,500	—	0.0
うち 国内債	1,500	1,500	—	0.0
うち 外 債	2,000	2,000	—	0.0
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	9,000	7,800	1,200	15.4

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	43,777	43,126	651	1.5
(2)産業投資	19,779	18,779	1,000	5.3
うち 出 資	19,779	18,779	1,000	5.3
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	30,947	29,147	1,800	6.2
うち 国内債	15,200	15,400	△200	△1.3
うち 外 債	15,747	13,747	2,000	14.5
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	94,503	91,053	3,451	3.8

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		26,000	26,100	△100
(内訳)	一般投融資	24,000	23,500	500
	特定投資業務	2,000	2,600	△600

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		26,000	26,100	△100
(財源)	財政投融資	9,000	7,800	1,200
	財政融資	4,500	3,000	1,500
	産業投資	1,000	1,300	△300
	政府保証	3,500	3,500	—
	自己資金等	17,000	18,300	△1,300
	財投機関債	6,100	5,800	300
	政府保証（5年未満）	1,000	1,000	—
	民間借入金	2,800	2,800	—
	貸付回収金	21,001	23,209	△2,208
	うち繰上償還	500	500	—
	借入金償還	△9,241	△9,646	406
	債券償還	△6,576	△6,065	△511
	その他	1,916	1,202	714

## 財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

- ・(株)日本政策投資銀行(以下「DBJ」)は、平成20年10月1日に設立された「完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社」(株式会社日本政策投資銀行法第1条)である。
- ・「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定)では、「新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるように、政府は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる」とされ、また「自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入を認める」とされており、それを受け、株式会社日本政策投資銀行法第22条及び第25条において財融借入と政府保証債発行の措置が規定されているところである。
- ・また、平成27年5月13日に成立した「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(以下「改正法」)により、完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間における金融の現状等を踏まえて、危機対応及び成長資金の供給に対しDBJの投融資機能を活用するため、所要の措置が講じられている。
- ・これらの状況を前提に、令和2年度については、引き続き社会的課題(産業の創造・転換と成長、地域の自立・活性化、インフラ再構築・強化)への対応に注力することに加え、特に災害等の緊急事態に備えたレジリエンス向上に関し、民間資金だけでは対応できない社会資本整備に向けた資金需要の増加が見込まれること、また、政府の成長戦略等を踏まえ、Society5.0の実現や人口減少下での地方施策の強化に向けた取り組みに対するリスクマネー供給促進に努めることに必要かつ適正な事業規模を確保すべく、自己調達基盤確立に向けた社債発行、他の金融機関等からの長期借入(民間借入)等による調達努力も行うことを前提に、財政投融資9,000億円を要求する。

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

- ・上述の社会的課題への対応や成長戦略等を踏まえた取り組み等に必要かつ適正な事業規模を確保すべく、財政投融資要求を行っている。
- ・なお、こうした分野への取り組みに際しては、様々な金融機関や事業会社等と連携・協働し、金融市場の活性化・安定化(危機対応の適切な遂行、リスクマネー供給、多様な投融資機会の創出、ナレッジの提供と応用)に貢献することとしている。
- ・政府の「成長資金の供給促進に関する検討会」(座長：高橋進日本総研理事長、他民間委員8名で構成)のとりまとめ(平成26年11月20日公表)において、リスクマネーの供給に関して、「市場が十分に機能するまでの間、官が一定の役割を果たすことが期待される」との指摘がなされ、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平

成26年12月27日閣議決定)等において、DBJの成長資金の供給機能の強化が掲げられている。これを受け、改正法により「特定投資業務」を創設する等の措置が講じられ、DBJは、民間による成長資金の供給を促進し、もって成長資金市場の創造・発展を図るため、政府から一部出資措置を受け、民業補完の前提に立ち、時限的かつ集中的に成長資金（資本性資金・メザニン等）を供給する。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

上記1. と同様。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

上記1. と同様。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度については、上述の社会的課題への対応や成長戦略等を踏まえた取り組み等を行うこととしている。財政投融資の要求に際しては、特定投資業務の制度化から4年が経過し、DBJの顧客への業務の理解も進展しており、顧客企業の投資活動においても、企業の競争力強化および地域経済の活性化に資する旺盛な資金需要が寄せられている。過去3ヶ年の財政投融資の運用状況（下表参照）を踏まえ、引き続き自己調達基盤確立に向けた社債発行、民間借入等による調達努力も行うことを前提に、財政投融資9,000億円を要求する。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	354億円	43億円	68億円
運用残率	2.9%	0.4%	0.9%

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

## 産業投資について

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

(事業名：特定投資業務)

### 1. 産投事業の内容

#### (1) 具体的な事業内容

政府の「成長資金の供給促進に関する検討会」(座長：高橋進日本総研理事長、他民間委員8名で構成)のとりまとめ(平成26年11月20日公表)において、リスクマネーの供給に関して、「市場が十分に機能するまでの間、官が一定の役割を果たすことが期待される」との指摘がなされている。その上で、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)等において、DBJの成長資金の供給機能の強化が掲げられているところ。これらを踏まえ、企業の競争力強化、特に、地域活性化の観点からアベノミクスを後押しするため、改正法により、成長資金(資本性資金等)の供給を時限的・集中的に強化する目的として特定投資業務が創設され、DBJに対する政府出資が時限的に可能とされている。

特定投資業務は、平成25年3月に創設した「競争力強化ファンド」を質・量ともに強化させるものとして、産投出資を活用した新たな投資スキーム。当行としては、競争力のある技術の有効活用・強化や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援することに加えて、地域金融機関等とも連携し地域活性化に資する出資等も実施していく所存。

特定投資業務の制度化から4年が経過し、DBJの顧客への業務の理解も進展しており、顧客の投資活動も活性化している。令和2年度については、Society5.0の実現や人口減少下での地方施策の強化に向けた取り組みを中心に、引き続き民間資金の呼び水となるリスクマネー供給が重要であることから、事業規模2,000億円を想定し、産投出資1,000億円を要求する。

特定投資業務の運営については、新たに金融資本市場や産業界の外部有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置し、収益性を含め、適正な業務の実施につき評価・監視を受けることとしている。

また、特定投資業務の運営に際しては、一般の金融機関が行う金融および民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とするものとされており、民間資金を活用しつつ適正に業務を実施していくこととしている。

#### (2) 必要とする金額の考え方

上記(1)と同様

#### (3) 見込まれる収益

令和2年度においては、政府の成長戦略等における、特定投資業務を含むDBJの投資機能の活用に係る記載も踏まえ、これまでDBJが培ったリスクマネー供給に係る金融機能を基に、民間との共同ファンド等も活用しつつ、特定投資指針(平成27年財務省告示第218号)に従い、まち・ひと・しごと創生に寄与する、或いは我が国企業の競争力強化に資する民間事業者の成長投資に対するリスクマネー供給に引き続き取り組む。

業務実施に当たっては、下記2. 記載のリスク管理体制の下、適確なデューデリジェンスを通じた事業の収益性評価に基づき、DBJの内部規程（目標リターン、目標回収期間等の投融資ガイドライン）に従って、リスクに応じた適正なリターンを設定するとともに、適切なモニタリングを実施することにより、長期かつ安定的な収益を見込む。

#### （4）民間資金の動員の蓋然性

特定投資業務では、民間金融機関等との協調を原則としており、平成30年度までの累計実績として、約3,639億円の支援決定に対し、約1.4兆円の呼び水効果を発揮しているところ。

## 2. リスク管理体制

①個別の投資案件毎の執行管理については、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制を働かせつつ、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性等を審査している。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議し、適切な与信運営を行う管理体制を構築している。

②残高管理については、当行では、金融機関として当然に、リスクの適切な管理を経営上の最重要課題としてその態勢整備を行っている。具体的には、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスクといった管理すべきリスクにつき、その管理部門を明確化し、リスク統括部を統括部門として、必要なリスク管理態勢を構築している。また、取締役会の定めた統合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議及び定期的なモニタリング等を行っている。

## 政府保証について

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

### 1. 政府保証の考え方

#### (1) 政府保証国内債

DBJは、類型iに則り、(財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方)記載の観点から、過渡的又は限定的に政府保証を受けている。

#### (2) 政府保証外債

DBJは、類型iに則り、(財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方)記載の観点から、過渡的又は限定的に政府保証を受けている。

#### (3) 政府保証外貨借入金

該当なし

### 2. 必要とする金額の考え方

#### (1) 政府保証国内債

DBJは、自己調達基盤確立に向けた調達努力を最大限実施した上で、なお不足する金額について、政府保証債を発行しているところ。今後も引き続き自己調達基盤の強化を図ることとしているが、総合的ALM、過去の発行実績(29,30年度発行額1,500億円、元年度発行予定額1,500億円)等を勘案し、令和2年度の政府保証国内債の発行については、1,500億円の要求としている。

なお、令和2年度においても、日銀によるマイナス金利政策の継続が予想される等、引き続き金利の低下基調が続く、高格付債であっても必要額の調達に支障を来すという事態も想定されることから、機動的かつ柔軟な起債運営及び安定した資金調達を可能とすべく、既に認められている政府保証国内債枠の政府保証外債枠への振替を引き続き要望する。

#### (2) 政府保証外債

幅広い投資家層を確保して自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るべく、海外債券市場での認知度等を維持向上していくことが重要であり、政府保証外債を今後とも一定規模で継続的に発行することが必要である。

令和2年度についても良好な市場環境の継続が予想されるため、前年度当初計画並の2,000億円の要求としている。

なお、市場環境の変化によって機動的かつ柔軟な起債運営及び安定した資金調達を可能とすべく、既に認められている政府保証外債枠の政府保証国内債枠への振替も引き続き要望する。

なお、外貨建債の発行代わり金について、必要と認められる場合には、当局と事前協議の上で、本邦通貨に転換せず利用することができるものとされているが、外貨管理を含むALMの高度化に向け、発行代わり金の転換については、当行の判断にて行うことができるよう要望する。

(3) 政府保証外貨借入金  
該当なし



# 財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

## 1. 令和2年度における財投機関債の発行内容

DBJの前身である日本政策投資銀行は、政策金融の適切な遂行の観点から資金調達の大  
宗を財政投融資に依存していたため、円滑な民営化を実現するためには、新たな調達手  
段への取り組み等により自己調達基盤の確立を実現することが重要な課題となってお  
り、実際、DBJは、自己調達基盤の確立に向けて財投機関債（社債）の発行規模を着実  
に拡大させてきた。

但し、国内社債マーケットの規模が伸び悩む中、すでに国内トップクラスの発行体と  
なっていることに加え、債券の発行環境が経済・金融情勢に大きく左右されることか  
ら、従来同様投資家の動向を見極めながら、無理のない起債運営を行っていく必要があ  
る。

令和2年度については、今後の資金調達面において、財投機関債が引き続き重要な調達  
手段の一つとして位置付けられていることに鑑み、発行規模を6,100億円に拡大する予  
定としている。なお、発行に際しては、市場環境のみならず、DBJのALM管理の観点に  
も配慮する。

(参考)元年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

- ・発行予定額：5,800億円
- ・発行形態（予定）：普通社債等

## 2. 要求の考え方

東日本大震災等を経て、社会的に事業継続計画（BCP）の一環としてBCPに関連したコ  
ミットメントライン型融資の要請が高まっており、またリスクマネー供給の推進にあた  
り、ファンド向けのコミットメント等が増加しているところ。こうした状況に対応す  
るためには、これまで以上に流動性の確保が重要となるため、社債が予定通りに発行で  
きない状況や、予見し難い経済環境の変動等やむを得ない事由が認められる場合に、措置  
された予算の範囲に関わらず、短期の借入・政府保証債等、機動的な政府信用調達の措  
置を要望する。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、「科学技術・イノベーションの推進」として、産業投資につき、成長段階ごとのボトルネックを踏まえた当行の投資業務等の活用について検討する旨の記載がなされていることを踏まえ、平成27年度の法改正で創設した特定投資業務を活用したリスクマネー供給促進に努める。

「成長戦略フォローアップ」においては、「活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進」や「大企業におけるイノベーションの促進」として、産業投資につき、当行の投資機能の活用を図る旨の記載がなされているほか、航空・宇宙ビジネスの拡大や地域中核企業の支援、観光活性化等に関する記載がなされていることを踏まえ、特定投資業務を活用したリスクマネー供給促進に努める。

## 財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策投資銀行）

### 1. 政策的必要性

DBJは、株式会社日本政策投資銀行法第1条において、「完全民営化の実現」を目的とする株式会社とされているため、従来のような政策評価は行われなかったものの、「政策金融改革に係る制度設計」においてDBJのイメージとされた「これまで政策金融機関として培ってきた中立性、信頼性、公平性等を活かし、事業活動や地域経済において高度化・多様化する金融サービスへのニーズに幅広く応えられる民間金融機関となる」ことを踏まえた業務運営を行う所存。

### 2. 民業補完性

平成27年5月の株式会社日本政策投資銀行法の改正を経て創設された特定投資業務の実施に当たっては、法律上で、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又奨励することが義務づけられており、適切な運用を行っているところ。また、特定投資業務の実施に当たって従うべき指針である特定投資指針の中で、特定の政策目的に合致する案件については、原則として、当該目的のために時限的に設置された官民ファンドの役割を優先することとされており、引き続き、他の官民ファンドとの事業の重複が排除されるよう運営しているところ。

### 3. 有効性

平成27年5月の株式会社日本政策投資銀行法の改正を経て、完全民営化の方向性を維持しつつ、①危機対応業務の義務化、②特定投資業務の創設等の措置が講じられ、これらの措置を講ずる間、政府による株式保有義務が定められることとなった。今後は、引き続き信用力や企業価値を向上させるとともに、適切な業務運営を図ることが施策の達成となる。

### 4. その他

DBJの平成30年度末時点における自己資本比率は16.65%（連結普通株式等Tier1比率）となっており、メガバンク等との対比においても財務の健全性は確保されていることに加え、これまで培われた審査・調査のノウハウを活用し、投融資対象プロジェクトの採算性や企業の償還能力等について全件厳正な審査を行っているため、DBJが行う業務の原資として借り入れた財政投融資資金についての償還確実性については、問題はない。

## 30年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

### 1. 決算についての総合的な評価

業務粗利は、前期比22億円増の1,166億円となった一方、貸倒引当金戻入の減少等により、当期純利益は前期比34億円減の865億円となった。

総資産については、前期末比866億円増加し、16兆8,273億円となった。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

##### ○資産

資産の部の合計は、16兆8,273億円と前期末比866億円の増加となった。このうち貸出金は13兆631億円と前期末比1,889億円の増加となった。

##### ○負債

負債の部の合計は、13兆5,842億円と前期末比967億円の減少となった。このうち債券及び社債は5兆2,967億円と前期末比3,685億円の増加、借入金は7兆8,079億円と前期末比6,212億円の減少となった。

##### ○純資産

純資産の部は、3兆2,430億円と前期末比1,834億円の増加となった。

#### (2) 費用・収益の状況

業務粗利は、融資損益がわずかな減益にとどまる中、配当等の収入が好調であったことから、前期比22億円増の1,166億円となった。

臨時損益は、高水準であった貸倒引当金の戻入益が減少したことを主因に、前期比27億円減の511億円を計上し、当期純利益は前期比34億円減の865億円となった。